

平成28年11月29日（火曜日）

○出席議員（13名）

	議 長	生 田 勇 人 君		7 番	恩 道 正 博 君
1 番	米 田 一 香 君	8 番	北 川 悦 子 君		
2 番	磯 貝 幸 博 君	9 番	夷 藤 満 君		
3 番	七 田 満 男 君	10 番	清 水 文 雄 君		
4 番	太 田 臣 宣 君	11 番	中 川 達 君		
5 番	川 口 正 己 君	12 番	南 守 雄 君		
6 番	藤 井 良 信 君				

○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君		総務部税務担当課長 兼総合収納室長	岩 上 涼 一 君
副 町	長	上 出 孝 之 君		町民福祉部 住民課長	重 原 正 君
教 育	長	久 下 恭 功 君		町民福祉部 子育て支援課長	上 島 恵 美 君
総 務 部	長	向 貴代治 君		町民福祉部 保険年金課長	高 平 紀 子 君
町民福祉部	長	大 徳 茂 君		町民福祉部 保険年金課 保健センター担当課長	出 嶋 剛 君
町民福祉部担当部長 (保険年金・福祉担当)		島 田 睦 郎 君		町民福祉部 福祉課長	岩 本 昌 明 君
都市整備部長		長 丸 一 平 君		町民福祉部 環境安全課長	本 郁 夫 君
都市整備部担当部長 (企画・地域振興担当)		田 中 徹 君		都 市 整 備 部 企 画 課 長	松 井 賢 志 君
都市整備部担当部長 兼上下水道課長		井 上 慎 一 君		都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	下 村 利 郎 君
教育委員会教育部長		田 中 義 勝 君		都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	銭 丸 弘 樹 君
消 防	長	生 田 秀 治 君		都市整備部 都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	上 前 浩 和 君
総務部総務課長		棚 田 進 君		都市整備部 上下水道課 下水道担当課長	松 岡 裕 司 君
総務部総務課 人事秘書担当課長		瀬 戸 博 行 君		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	浜 出 二 朗 君
総務部財政課長		長谷川 徹 君		教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	上 出 勝 浩 君
総務部税務課長		若 林 優 治 君		教育委員会 学校教育課 指導管理担当課長	岡 田 秀 君

教育委員会生涯学習課長
兼男女共同参画室長

上 出 功 君

消防本部長兼消防署長 水 野 博 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 中 宮 憲 司 君 事務局 書記 安 下 美智子 君

事務局 参事兼次長 東 康 弘 君

○議事日程（第1号）

平成28年11月29日 午前11時開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

審議期間の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第70号 平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）

議案第71号 平成28年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 平成28年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 内灘町防災センター条例について

議案第78号 内灘町展望温泉ほのぼの湯条例について

議案第79号 内灘町福祉センター条例を廃止する条例について

議案第80号 内灘町防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第81号 内灘町展望温泉ほのぼの湯の指定管理者の指定について

提案理由の説明

日程第5

議案第70号 平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から

議案第81号 内灘町展望温泉ほのぼの湯の指定管理者の指定についてまで

◆◆◆◆◆ ○再会・開議

午前11時00分開会

○議長【生田勇人君】 皆様、大変お疲れさ
までございます。

ただいまの出席議員は13名であります。
会議の定足数に達しておりますので、これ
より平成28年第2回内灘町議会定例会を再開
し、直ちに11月会議を開きます。

◆◆◆◆◆

○会議時間の延長

○議長【生田勇人君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

○会議録署名議員の指名

○議長【生田勇人君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番夷藤満議員、10番清水文雄議員を指名いたします。

○審議期間の決定

○議長【生田勇人君】 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今11月会議の審議期間は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、今11月会議の審議期間は、本日1日間と決定いたしました。

なお、審議予定につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承願います。

○諸般の報告

○議長【生田勇人君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今11月会議に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成28年8月分、9

月分及び10月分の例月出納検査結果の報告並びに定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○議案の上程

○議長【生田勇人君】 日程第4、議案第70号平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から議案第81号内灘町展望温泉ほのぼの湯の指定管理者の指定についての12議案を一括して議題といたします。

なお、本11月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

○提案理由の説明

○議長【生田勇人君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。

川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年内灘町議会11月会議が開催されるに当たり、本会議に提出しております議案の提案理由並びにその概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

議案第70号 平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）、**議案第71号** 平成28年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、**議案第72号** 平成28年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）、**議案第73号** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、**議案第74号** 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、**議案第75号** 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、**議案第**

76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件の補正予算並びに4件の条例改正につきましては、国の人事院勧告を尊重し、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護時間を新設する改正のほか、議会議員、常勤の特別職の期末手当支給率及び一般職員の給料表の改正など、所要の条例改正を行うとともに、職員給与などを増額補正するものでございます。

議案第77号 内灘町防災センター条例につきましては、町民の防災に関する知識の普及及び意識の高揚を図ることを目的に、また災害発生時における地域の災害対策活動など、地域防災拠点として内灘町地域防災センター及び内灘町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。

議案第78号 内灘町展望温泉ほのぼの湯条例について及び**議案第79号** 内灘町福祉センター条例を廃止する条例につきましては、福祉センターの改築整備に伴い、新たに内灘町展望温泉ほのぼの湯の設置及び管理に関する事項を定め、あわせて内灘町福祉センター条例を廃止するものでございます。

議案第80号 内灘町防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び**議案第81号** 内灘町展望温泉ほのぼの湯の指定管理者の指定につきましては、平成29年4月1日から、それぞれ3年間、一般財団法人内灘町公共施設管理公社を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、今回提出いたしました議案の提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【生田勇人君】 提案理由の説明は終わりました。



○質 疑

○議長【生田勇人君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○議案の委員会付託

○議長【生田勇人君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から議案第81号内灘町展望温泉ほのぼの湯の指定管理者の指定についてまでの12議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第81号までの12議案は、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。



○休 憩

○議長【生田勇人君】 この際、議案審議のため暫時休憩といたします。

午前11時09分休憩



午後3時55分再開

○再 開

○議長【生田勇人君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案の上程

○議長【生田勇人君】 日程第5、先ほど各常任委員会に付託いたしました議案第70号平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から議案第81号内灘町展望温泉ほのぼの湯の

指定管理者の指定についてまでの12議案を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【生田勇人君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

太田臣宣総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【太田臣宣君】 平成28年内灘町議会11月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等から詳細な説明を求め、慎重に審議した結果、議案第70号平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入17款繰入金2項基金繰入金、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第71号平成28年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第74号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第76号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第77号内灘町防災センター条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第80号内灘町防災コミュニティセンターの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成28年11月29日

総務産業建設常任委員会委員長 太田臣宣

○議長【生田勇人君】 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【川口正己君】 平成28年内灘町議会11月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等から詳細な説明を求め、慎重に審議した結果、議案第70号平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号平成28年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第78号内灘町展望温泉ほのぼの湯条例について、議案第79号内灘町福祉センター条例を廃止する条例についての2議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第81号内灘町展望温泉ほのぼの湯の指

定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成28年11月29日

文教福祉常任委員会委員長 川口正己

○議長【生田勇人君】 各常任委員長の報告が終わりました。



○質 疑

○議長【生田勇人君】 各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【生田勇人君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【生田勇人君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第70号平成28年度内灘町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第71号平成28年度内灘町公共下水道事業特別会計補正

予算（第2号）、議案第72号平成28年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第71号、議案第72号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第73号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第74号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第75号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第76号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第77号内灘町防災センター条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第78号内灘町展望温泉ほのぼの湯条例について、議案第79号内灘町福祉センター条例を廃止する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第78号、議案第79号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第80号内灘町防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第81号内灘町展望温泉ほのぼの湯の指定管理者の指定についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第80号、議案第81号の2議案は原案のとおり可決されました。



○閉議・散会

○議長【生田勇人君】 以上で今11月会議に付議されました議件は議了いたしました。

よって、平成28年内灘町議会11月会議を散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員